

平成25年度 第1回京都府入札制度等検討委員会 次 第

日時：平成25年6月17日(月)

(15:00～17:00)

場所：ホテル ルビノ 京都堀川
2階 金閣

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

京都府入札制度等検討委員会設置要綱の改正について …… 資料1

4 議 事

(1) 平成23年度以降に行った入札制度改革にかかる報告、検証結果等について

- ① 公契約大綱 …… 資料2-1
- ② 平成23年度 入札契約制度の見直しについて …… 資料2-2
- ③ 平成24年度 入札契約制度の見直しについて …… 資料2-3
- ④ 総合評価入札の拡充状況について …… 資料3-1
- ⑤ 最低制限価格制度等の見直し状況について …… 資料3-2
- ⑥ 低入札価格調査制度の検証・見直し状況について …… 資料3-3
- ⑦ 地域性を重視した入札の試行状況について …… 資料3-4
- ⑧ 予定価格の事後公表の試行状況について …… 資料3-5
- ⑨ 府内企業への発注の徹底状況について …… 資料3-6
- ⑩ 元請下請関係の適正化等の状況について …… 資料3-7
- ⑪ その他の見直し状況について …… 資料3-8

(2) 平成25年度に行った入札制度改革について

- ① 社会保険未加入対策について …… 資料4-1
- ② 地域維持業務の適切な評価について …… 資料4-2
- ③ 調査基準価格制度及び最低制限価格制度の見直しについて …… 資料4-3

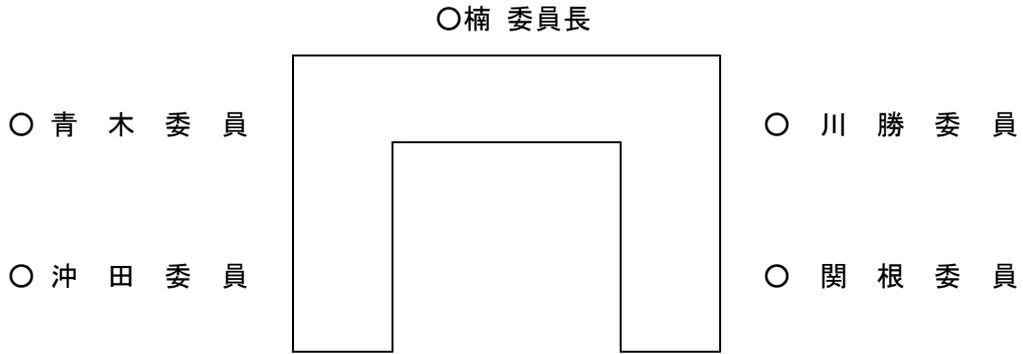
(3) その他

- ① 平成25年度公共工事設計単価の適用及び運用に係る特例措置並びに適切な賃金水準の確保について …… 資料5-1
- ② 物品の発注状況について …… 資料5-2

4 閉 会

京都府入札制度等検討委員会 座席図

平成25年6月17日
 場所：ホテル ルビノ京都堀川
 2階 金閣



(京 都 府)

○西村副課長 ○関西担当課長 ○藤森理事 ○西村副部長 ○絹谷課長 ○市田担当課長

(京 都 府)

○ ○ ○ ○ ○ ○

(京 都 府)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(一 般 傍 聴 席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(一 般 傍 聴 席)

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

記者席

○
○
○
○
○
○

出入口

京都府入札制度等検討委員会

委員名簿

平成25年6月17日現在

| 役職 | 委員名 | 現職 | 摘要 |
|-----|-------------------|--------------------|----|
| 委員長 | くすのき しげき 楠 茂樹 | 上智大学法学部准教授 | |
| 委員 | あおき なえこ 青木 苗子 | 弁護士 | |
| | おきた やすひこ 沖田 康彦 | 京都府商工会連合会会長 | |
| | かわかつ たけし 川勝 健志 | 京都府立大学公共政策学部准教授 | |
| | せきね えいじ 関根 英爾 | ジャーナリスト（元京都新聞論説委員） | |

（敬称略、委員は五十音順）

「京都府入札制度等評価検討委員会設置要綱」 改正概要

1 改正の趣旨

要綱等に基づき設置している会議等について、地方自治法に規定する「附属機関」との関係で議論が生じていることを受け、全庁的に点検を実施する中で、本委員会においても点検・見直しを行った結果、本委員会については、「附属機関」には該当しないものの、引き続き学識経験者等から意見を聴取する場として設置することが必要であると判断し、要綱等に基づく有識者会議等として、位置付けを一層明確化するもの。

2 委員会名称の変更

京都府入札制度等評価検討委員会
→ 京都府入札制度等検討委員会

3 部会・専門委員の規定の削除

専門的な立場からの調査・審議を行うため、部会・専門委員の規定を置いていたもの（現在のところ未設置）。

4 守秘義務の規定の追加

委員会の議事は公開を原則としているが、企業ヒアリング等非公開の場で情報を入手する機会もあることから、本委員会にも守秘義務の規定を設ける。

5 有識者会議等としての位置付けの一層の明確化

「附属機関」に該当するとの疑義が生じないように文言を修正
審査及び検討する → 意見を述べる など

6 その他

法令文として適切な用語の使用、表現の統一など

有識者会議等について

平成24年11月6日
京都府政策企画部
行政経営改革課
(磯崎課長 075-414-5741)

京都府では、複雑高度化する行政ニーズに的確に対応するため、外部の有識者等の参画を得て、幅広い観点から施策検討等を行っていますが、こうした有識者会議等については、その有効性や政策形成のプロセス等について、時代のニーズや設置目的を踏まえつつ、常に点検を行うことが必要です。

また、近年、他の地方自治体において、要綱等に基づき設置している会議等について、地方自治法に規定する「附属機関」との関係で議論が生じており、有識者会議等の位置付けを一層明確化することが不可欠となっています。

以上のことを踏まえ、府が設置している有識者会議等について、下記により対応することとしましたのでお知らせします。

記

- 1 有識者会議等については、設置目的に照らし、必要性について今一度点検を行い、時代に合わないものや役割を終えたものは、速やかに廃止する。
- 2 有識者会議等の運営に当たっても、より内容を透明化するため、府政の課題に対する有識者の意見を府議会に適時報告するなど、府民への説明責任を十分に果たすように努める。
- 3 要綱等に基づき設置している有識者会議等は、「附属機関」に該当するとの疑義が生じることのないように、運営方法等に十分留意するものとし、今後の点検の結果、府の機関として意思決定し、政策形成過程に明確に位置づける方向がより適切と考えられるものについては、「附属機関」として本年度内に条例化するものとする。



「京都府入札制度等評価検討委員会設置要綱」新旧対照表

位置付け明確化 文言修正等

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>京都府入札制度等評価検討委員会設置要綱</u></p> <p>(目的) 第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価・<u>検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について検討するため、京都府入札制度等評価検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>(委員会の事務)</u> 第2条 <u>委員会は、次に掲げる事項を審査及び検討する。</u> (1) 府の入札制度等に係る<u>検証・評価</u>に関すること。 (2) 入札制度等の改善案に関すること。</p> <p><u>(委員及び任期等)</u> 第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる<u>学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。</u> 2 <u>委員会は、7人以内の委員をもって組織する。</u> 3 委員の任期は、<u>平成25年10月12日までとする。</u></p> <p>(委員長) 第4条 <u>委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u> 2 委員長は、<u>会務を総括し、委員会を代表する。</u> 3 委員長に事故があるときは、<u>あらかじめ委員長の</u>指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(委員会の開催) 第5条 委員会は、<u>委員長が招集する。</u> 2 <u>委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。</u> 3 <u>委員会は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>京都府入札制度等検討委員会設置要綱</u></p> <p>(目的) 第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価、<u>検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について意見を聴くため、京都府入札制度等検討委員会</u>（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>(委員の役割)</u> 第2条 <u>委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。</u> (1) 府の入札制度等に係る<u>評価、検証</u>に関すること。 (2) 入札制度等の改善に関すること。</p> <p><u>(委員の要件等)</u> 第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる<u>学識経験等を有する者とする。</u> 2 <u>委員の人数は、7人以内とする。</u> 3 委員の任期は、<u>2年以内とする。</u></p> <p>(委員長) 第4条 <u>委員長は、委員の互選により選出する。</u> 2 委員長は、<u>委員会の議事を運営する。</u> 3 委員長に事故等があるときは、<u>委員長があらかじめ</u>指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(委員会の開催) 第5条 委員会は、<u>知事が招集する。</u> 2 <u>委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。</u></p> |

(部会)

第6条 委員会に、専門的な立場からの調査・審議を行うため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員をもつて組織し、専門委員を加えることができる。

3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

(専門委員)

第6条の2 専門委員は、第3条第1項に準じて、知事が委嘱する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部入札課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

(守秘義務)

第6条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

京都府入札制度等検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価、検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について意見を聴くため、京都府入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 府の入札制度等に係る評価、検証に関すること。
- (2) 入札制度等の改善に関すること。

(委員の要件等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者とする。

- 2 委員の人数は、7人以内とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、知事が招集する。

- 2 委員会の議事については、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、その役割に関し、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、京都府総務部入札課が処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

京都府入札制度等評価検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 京都府公共調達検討委員会の提言の目指すべき方向性に沿い、制度改革の評価・検証結果を踏まえ、今後、府が実施していくべき改善方策等について検討するため、京都府入札制度等評価検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査及び検討する。

- (1) 府の入札制度等に係る検証・評価に関すること。
- (2) 入札制度等の改善案に関すること。

(委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札制度等について意見を述べ、検討を行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、平成25年10月12日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員総数の過半数の出席で成立するものとする。
- 3 委員会は、公開を原則とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第6条 委員会に、専門的な立場からの調査・審議を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員をもって組織し、専門委員を加えることができる。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員がこれに当たる。

(専門委員)

第6条の2 専門委員は、第3条第1項に準じて、知事が委嘱する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、総務部入札課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月13日から施行する。

公契約大綱

はじめに

京都府は、公契約の発注者としての立場から、「公正な競争」、「地域経済への配慮」、「安心・安全の確保」のバランスがとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる社会的要請に応じていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点に立ち、公契約の基本理念とともに、発注者として主体的に取り組む具体的な内容を、府民の皆さんに分かりやすく示すものです。

これまでの京都府における入札制度改革の経緯を踏まえ、今回は、建設工事を中心として、具体的な取組を取りまとめました。

今後、社会経済情勢に即応して、柔軟に、かつ、迅速に見直していくこととしています。

(注)この大綱において「公契約」とは、京都府の代金支払いの原因となる府が締結する契約とします。

I 目 的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

II 基本方針

公正な競争の下で公共調達を行い、地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

- ◇公正な競争並びに品質及び価格の適正の確保
- ◇入札及び契約の過程における透明性及びコンプライアンスの確保
- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域における雇用及び地域経済に与える効果への配慮
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇建設工事の技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇事業活動における社会貢献の促進

III 府が取り組むべき内容

上記IIの基本方針に基づいて、公契約の適正化を図るため次の取組を進めます。
なお、具体的な取組は別紙のとおりです。

1 健全な競争環境の確保

- ◆一般競争入札を基本に公正で透明な入札を実施します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、行き過ぎた低価格競争（ダンプینگ）への対応を強化します。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆府内企業（府内に本店を置く企業）への発注を原則とします。例外的に府外企業に入札参加を認める場合は、その理由について説明責任を果たします。
- ◆技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業を評価し、育成します。
- ◆災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を優先する入札方式を実施します。
- ◆入札執行残分を地域の事業に還元します。
- ◆京都府暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までのプロセスにおいて、不良不適格業者を排除します。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。
- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

4 事業活動における社会貢献の確保

- ◆障害者雇用など社会貢献に積極的な企業を評価します。
- ◆環境負荷の低減に積極的な企業を評価します。

IV 公契約の相手方に求める内容

上記Ⅱの基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

1 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係適正化指針の遵守を求めます。
 - ・施工体系図等の提出及び再下請負人等への指導の徹底
 - ・不適正事案における調査への協力
 - ・下請重層化の抑制

2 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害者の雇用促進及び障害者等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

V 評価・検証による改善

本大綱の取組については、第三者委員会による評価・検証を行いながら、PDCAサイクルを実施し、社会経済情勢に応じ、柔軟に、かつ、迅速に見直しを行っていくこととします。

【別紙】

1 健全な競争環境を確保する取組

(1) 透明性、公平性、競争性を確保する取組

- 一般競争入札を基本とし、予定価格1,000万円未満の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- 建設工事の一般競争入札では、応札可能者数が概ね30者以上となるよう入札参加資格要件を定める。
- 建設工事の指名競争入札では、概ね20者を指名し、指名理由を公表する。
- 入札事務を発注組織から分離するとともに、公契約の適正化、入札契約制度の運用管理の一元化を段階的に実施する。
- 建設工事について電子入札を全面的に実施する。

(2) コンプライアンス対策の取組

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限する。(業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録)
 - ・発注担当職員以外の入札情報(設計額、予定価格等)へのアクセスを制限する。
 - ・決裁ルートを必要最小限とする。
 - ・最低制限価格の算定において補正係数を導入する。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。(非公開情報の不正な聞き出し等は入札コンプライアンス管理指導者に報告)
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、当事者を指名停止措置とする。
 - ・電話録音機を導入する。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成する。
 - ・建設工事の各発注所属に入札コンプライアンス管理指導チームを設置し、接触制限などの取組の実施状況を点検し、職員指導を徹底する。
 - ・各部局に入札コンプライアンス管理指導者(発注に係る決裁に関わらない者から選任)を設置する。
 - ・高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行う。(管理指導チームによる職員指導、階層別入札契約担当者向けの研修実施、コンプライアンス相談員や内部通報制度の活用)
- 不正事案に対する厳罰化(ペナルティ強化)を図る。
 - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止期間を大幅に延長する。(最大36箇月)
 - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

(3) ダンピング対策の取組

- 公募型プロポーザル方式や公募型コンペ方式を活用する。
- 最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- 建設工事の積算内訳書チェックを厳格化する。
- 建設工事の総合評価競争入札の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- 建設工事の低入札価格調査制度を検証し、見直す。
 - ・低入札調査基準価格を下回った場合は、厳格な調査を実施し、その結果を踏まえ制度の見直しを検討する。

2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

(1) 府内企業への発注の徹底

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注する運用を徹底する。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表する。
 - ・WTO案件や特殊・専門工事で施工できる企業が府内に無いか、極めて少数なことが客観的に明確なもの（第三者委員会で該当工事の類型を事前に審査）については、実施状況を第三者委員会へ報告する。
 - ・上記以外で、府外企業の参加を認めようとする場合は、第三者委員会で審査する。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施する。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取する。

(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価

- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。
- 優良な企業にインセンティブが働く等級区分及び発注標準を設定する。
- 特に府民生活に身近な工事については、地域に精通した企業による入札を試行する。（応札可能者数が不足する場合は上位ランク企業を参加可能にし競争性を確保）

(3) 総合評価競争入札の活用

- 地域貢献の評価項目を充実し、評価点を細分化する。
- 同価の場合に災害対応等で地域貢献する企業を優先する入札方式を試行する。

(4) 事業費の入札執行残分の有効活用

- 建設工事の事業費について入札執行残分を地域の事業に還元する。

(5) 暴力団や不良不適格業者の排除

- 下請負契約等も対象として、公契約から暴力団排除を徹底する。
- 立入調査や現場点検などの厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

3 下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境を確保する取組

(1) 元請下請関係の適正化

- 労働関係法令等の遵守を契約（下請契約を含む）に明記する。
- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」を定め、その遵守を契約で義務化する。
 - ・発注所属毎に契約遵守窓口を開設する。
 - ・全ての工事で施工体系図と下請契約書の写しの提出を求める。
 - ・正当な理由なく府の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
 - ・関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

(2) 重層的な下請構造の改善

- 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、土木工事で2次まで、建築工事で3次までとすることを義務化する。
 - ・重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請けの内容が適正であることが分かる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

4 事業活動における社会貢献を確保する取組

(1) 障害者雇用等に積極的な企業の評価

- 障害者雇用、消防団への協力、ワーク・ライフ・バランスへの取組など地域貢献を行う企業から物品を優先調達する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

(2) 環境負荷の低減に積極的な企業の評価

- グリーン入札（環境配慮企業からの物品の優先調達）を推進する。
- 建設企業の格付けにおける主観点で加点する。

平成23年度 入札契約制度の見直しについて

平成23年12月12日
 京都府総務部入札課
 075-414-5442
 京都府建設交通部指導検査課
 075-414-5225

京都府入札制度等評価検討委員会において、本年10月から入札制度等のあり方について議論いただいているところですが、委員会でとりまとめられた喫緊の課題に対する改善案を踏まえ、以下のとおり入札契約制度の見直しを行います。

なお、残る対策については、今後、委員会の審議を経た上で必要な制度設計を行い、改めてお知らせします。

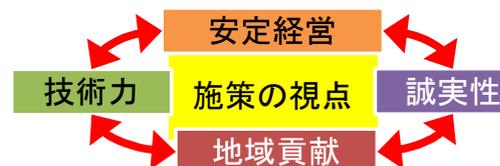
1 京都府入札制度等評価検討委員会の概要

- (1) 設立 平成23年10月13日(木)
 (2) 目的 府が実施すべき入札制度等の改善策等について検討すること
 (3) 委員 楠 茂樹(くすのき しげき)委員長(上智大学法学部准教授) ほか4名
 (4) 開催状況 第1回委員会：平成23年10月13日、第2回：11月4日、第3回：11月30日

2 見直しの概要(京都府入札制度等評価検討委員会：入札制度の改善方策)

◇総論:要旨

- ◆ 社会基盤整備を担う建設業者は、持続的に安定的な経営状況が不可欠
- ◆ 極端な供給過剰状態の中、業者数の減少は不可避だが、自然淘汰に任せると「悪貨が良貨を駆逐する」という帰結に至る可能性があるため、会計法令等の「競争的な契約者選定」という要請の枠内で、優良業者を効果的に維持していく「傾斜的な」施策が必要
- ◆ 「技術力」「誠実性」「地域貢献」の視点を重視した競争的選抜により、優良企業の安定受注で事態を打開
- ◆ 以下の当面の対策とともに、抜本的な見直しも喫緊の課題



◇各論:当面の対策

技術力の適正評価

① 総合評価入札の拡充

1. 評価項目の細分化

② 予定価格の事後公表

1. 厳格なコンプライアンスの体制の構築を前提に総合評価の一部で試行を検討(継続して議論)

安定経営の支援

③ 最低制限価格の見直し

1. 最低制限価格の引き上げ
2. 算定式への現場補正係数の導入
3. 府内企業向け入札で最低制限価格の射程の拡大(継続して議論)

地域貢献の評価

④ 地域貢献を重視した入札の導入

1. 地域貢献優先型入札
2. 地域性を重視した入札

誠実性の追求と不良不適格業者の排除

⑤ 元請・下請関係の適正化

1. 元下関係適正化指針の運用、下請相談窓口の設置

⑥ 不正・不誠実な行為等の排除(一部継続して議論)

1. 指名停止措置の強化(反社関係、非公開情報開き出し、不適切な元下関係等)
2. 非公開情報開き出しの記録・公表
3. 積算内訳書チェックの厳格化

3 今後の進め方

- (1) 以下以外の当面の対策について12月15日以降、準備が整い次第、順次実施
- (2) ⑤は制度内容や運用方法を周知の上、実施
- (3) ②及び③の3は委員会において継続的に審議
- (4) ⑥の1、2は②と一体として実施

技術力の適正評価

① 総合評価入札の拡充

目的

業者間の評価点数に差がつかず実質的に価格競争化していることから、評価項目を細分化することで、きめ細やかでより適正な技術力評価を図るもの

1. 評価項目の細分化

・「工事成績評定」の細分化：12月15日以降に入札公告する案件から適用

優良工事表彰受賞対象となる80点以上を満点（1点）とし、65点以上を対象として工事成績点2.5点ごとに細分化する。

| 加算点評価項目 |
|-------------------------------------|
| 配置予定技術者の同規模工事の監理技術者または主任技術者としての最高評点 |

【現行】

| 評価内容 | 加算点 |
|----------------|------|
| 70点以上 | 1点 |
| 65点以上 70点未満 | 0.5点 |
| 65点未満 または 実績なし | 0点 |



【変更】

| 評価内容 | 加算点 |
|---------------|------|
| 80点以上 | 1点 |
| 77.5点以上 80点未満 | 0.9点 |
| 75点以上 77.5点未満 | 0.8点 |
| 72.5点以上 75点未満 | 0.7点 |
| 70点以上 72.5点未満 | 0.6点 |
| 67.5点以上 70点未満 | 0.5点 |
| 65点以上 67.5点未満 | 0.4点 |
| 65点未満 又は 実績なし | 0点 |

・「優良工事施工者表彰評価」の見直し：12月15日以降に入札公告する案件から適用

優秀賞については、年度内の落札回数1回目までは現行通り1点、2回目は0.3点、3回目以降は0点とし、奨励賞については、年度内の落札回数1回目までは0.5点、2回目以降は0点とする。

【現行】

| | |
|-----|------|
| 優秀賞 | 1点 |
| 奨励賞 | 0.5点 |



【変更】

| | 年度内の落札回数 1回目まで | 年度内の落札回数 2回目まで |
|-----|-------------------|-------------------|
| 優秀賞 | 1点 | 0.3点 |
| 奨励賞 | 0.5点 | — |

・「継続教育（CPD）」の細分化：関係者への周知期間を考慮し、4月から実施

全国土木施工管理技士連合会の年間推奨単位20以上を満点（0.8点）とし、取得単位10以上を対象として細分化する。

【現行】

| 加算点評価項目 | |
|---------|---------------|
| 配置予定技術者 | 技術者の継続教育（CPD） |



| 評価内容 | 加算点 |
|----------------|------|
| 1年間の取得単位10単位以上 | 0.5点 |
| 1年間の取得単位10単位未満 | 0点 |

【変更】

| 評価内容 | 加算点 |
|-----------------|------|
| 1年間の取得単位20単位以上 | 0.8点 |
| 1年間の取得単位10～19単位 | 0.5点 |
| 1年間の取得単位10単位未満 | 0点 |

・「建設機械保有状況」の細分化：関係者への周知期間を考慮し、4月から実施

全業者における保有台数上位3割以内に相当する台数（4台）を満点（1点）とし、保有台数1台以上を対象として、細分化する。

【現行】

| 加算点評価項目 | 評価内容 | 加算点 |
|---------|--|-----|
| 建設機械保有 | 当該工事に使用する標準的な建設機械（重機）の保有状況 自社所有（1台以上）（リースによる保有含む） | 1点 |
| | 自社所有でない | 0点 |



【変更】

| 加算点評価項目 | 評価内容 | 加算点 |
|---------|--|------|
| 建設機械保有 | 経営事項審査において加点対象となる建設機械の保有状況 保有台数4台以上 | 1.0点 |
| | 保有台数3台 | 0.9点 |
| | 保有台数2台 | 0.8点 |
| | 保有台数1台 | 0.7点 |
| | 保有なし | 0点 |

技術力の適正評価

① 総合評価入札の拡充

・「雇用の状況」の細分化：12月15日以降に入札公告する案件から適用

現行の技術職員の減少による評価の満点を1点から0.5点に縮小し、新たに技術職員の雇用総数による評価を満点0.5点で追加する。技術職員数は「全業者の雇用技術者数上位3割以内に相当する人数」を満点とし、企業規模等による補正を行うため、業種や格付け等級ごとに異なった加算点を設定する。

【現行】

| 加算点評価項目 | | 評価内容 | 加算点 |
|---------|----------------------|--|-----|
| 雇用 | 「技術職員数」の維持 (H22:H19) | 職員数の減少率10%以内 | 1 |
| | | 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 | 0.5 |
| | | 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上 | 0 |



【変更】

| 加算点評価項目 | | 評価内容 | 加算点 |
|---------------------|----------------------|--|--------|
| 雇用 | 「技術職員数」の維持 (H22:H19) | 職員数の減少率10%以内 | 0.5点 |
| | | 職員数の減少率が10%を超えたものの内、減少率20%以内又は職員数減少が2人以内 | 0.25点 |
| | | 職員数の減少率20%超かつ職員数減少が3人以上 | 0.0点 |
| 各業種ごとに雇用している「技術職員数」 | | 別表のとおり | 最大0.5点 |

加算点の縮小

追加

別表

| |
|-------------|
| 雇用している技術職員数 |
|-------------|

| 土木 S・I 建築 I、舗装 | 加算点 |
|----------------|------|
| 16人～ | 0.5点 |
| 13～15人 | 0.4点 |
| 10～12人 | 0.3点 |
| 7～9人 | 0.2点 |
| 4～6人 | 0.1点 |
| ～3人 | 0.0点 |

| 土木 II・III 建築 II | 加算点 |
|-----------------|------|
| 6人～ | 0.5点 |
| 5人 | 0.4点 |
| 4人 | 0.3点 |
| 3人 | 0.2点 |
| 2人 | 0.1点 |
| 1人 | 0.0点 |

| 建築設備 (電気 I・管 I) | 加算点 |
|-----------------|------|
| 13人～ | 0.5点 |
| 10～12人 | 0.4点 |
| 7～9人 | 0.3点 |
| 5～6人 | 0.2点 |
| 3～4人 | 0.1点 |
| ～2人 | 0.0点 |

安定経営の支援

③ 最低制限価格制度等の見直し

目的

受注競争激化に起因する過度な低価格受注を排除するとともに、「現場に精通」した企業が適正な価格で入札できる環境を整備するもの

1. 調査基準価格の改正：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】

| | | | |
|--------------|---|-------------|--------------|
| 直接工事費 | × | 0.95 | 合計額 ×1.05 |
| 共通仮設費 | × | 0.90 | |
| 現場管理費 | × | 0.70 | |
| 一般管理費 | × | 0.30 | |



【改正後】

| | | | |
|--------------|---|-------------|--------------|
| 直接工事費 | × | 0.95 | 合計額 ×1.05 |
| 共通仮設費 | × | 0.90 | |
| 現場管理費 | × | 0.80 | |
| 一般管理費 | × | 0.30 | |

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

2. 最低制限価格の改正：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

【現行】 参考値

| | | | |
|--------------|---|-------------|--------------|
| 直接工事費 | × | 0.95 | 合計額 ×1.05 |
| 共通仮設費 | × | 0.90 | |
| 現場管理費 | × | 0.70 | |
| 一般管理費 | × | 0.30 | |



【改正後】 参考値

| | | | |
|--------------|---|-----------------|--------------|
| 直接工事費 | × | 0.95 | 合計額 ×1.05 |
| 共通仮設費 | × | 0.90 | |
| 現場管理費 | × | 0.80 × α | |
| 一般管理費 | × | 0.30 | |

※ 新公契連モデル対応（平成23年4月モデル）

※ 補正係数 α の設定に関しては、現場条件として履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して決定

(参考)補正係数 α 設定の考え方

| 工事種類 (例) | 補正係数の設定の際に考慮する現場条件(履行の難易) (例) |
|---------------|---|
| 各工種共通 | 天候の影響、地元調整の量、他工事との工程調整、施工箇所の分散度合い、施工箇所の地形等 |
| 道路工事 (市街地) | 交通量、通学路、鉄道の近接、地下埋設物の有無、人家連坦の有無、人家又は商店の出入り口の有無、技術的難易度等 |
| 道路工事 (山間) | 交通量、技術的難易度、搬入路の確保等 |
| 河川工事 | 水位、水深、流速、水替え、川幅、技術的難易度等 |
| 建築工事 | 居住・執務の有無、階層、用途、立地、技術的難易度等 |

- 各々の現場状況に応じ現場条件を反映した補正係数を算定
- 補正係数 α は概ね0.94~1.06程度の間で変動

地域貢献の評価

④ 地域貢献を重視した入札の導入

目的

災害対応や除雪など地域の安心・安全を担う「地域に貢献する建設企業」を守り育成するため、適切な競争の下で入札参加できる環境を整備するもの

1. 地域貢献優先型総合評価入札の試行：12月15日以降、準備が整い次第実施

- ・ 地域貢献として、工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結した企業に加算点を付与
- ・ ただし、指名停止措置を受け、指名停止期間を満了後、指名停止期間と同期間（6ヶ月を上限とする。）を経過していない者を除く。
- ・ 価格の逆転が生じない極小の加算点とする。

2. 地域性を重視した入札の試行：12月15日以降準備が整い次第実施

- ・ 特に府民生活に身近な工事の一部で試行
- ・ 府内全域を一律とするのではなく、地勢状況を踏まえ、過度に広域な地域ブロックにおいて優先試行
- ・ 地域要件として土木事務所管内を設定
- ・ 管内の同一等級で入札参加可能者数が確保できない場合は、上位等級を追加

誠実性の追求と不良不適格業者の排除

⑥ 不正・不誠実な行為の排除

目的 社会的要請に基づくコンプライアンスの徹底を受注者に促すとともに、府として不正行為等に対し毅然とした態度を明確に示すもの

3. 積算内訳書チェックの厳格化：12月15日以降、準備が整い次第実施

適正に積算せずに入札に参加する者を排除するため、内訳書の無効の条件を厳格化するとともに明確化

(無効な内訳書の例)

- ・ 入札金額と内訳書記載金額の一致しない内訳書
- ・ 端数調整を行っている工事費内訳書
- ・ 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計欄に記載された金額の合計額と工事費内訳書の工事価格が一致しない内訳書
- ・ 必要な工種が抜け落ちている内訳書 等

その他必要な見直し

入札参加にかかる柔軟な対応

目的 建設業が引き続き非常に厳しい経営環境にあることから、経営規模が縮小傾向にある企業に対し、その規模に応じた入札参加機会を確保するもの

1. 入札参加資格の要件緩和：12月15日以降に入札公告又は入札通知する案件から適用

特定建設業から一般建設業に許可変更となった業者について、以後の入札に参加できなくなることを改善するため、年度途中での格付見直し（降格）や工事の入札参加資格要件の緩和を実施

- ① 特定建設業者が一般建設業に許可変更となった場合で希望するときは、「特定建設業許可」を資格要件としない等級まで年度途中で降格
- ② 予定価格3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の工事の入札公告には、「特定建設業」の要件を付さない

□参考：措置のイメージ(土木一式の例)

| 発注金額 | 等級 | 等級の要件 | 見直し① (希望降格) | 入札参加の要件 | 見直し② (入札要件緩和) |
|--------|------|-------|-------------------|---------|------------------|
| 8000万円 | I 以上 | 特定建設業 | 年度途中でII又はIII等級に降格 | 特定建設業 | 特定建設業 |
| 4500万円 | | | | | |
| 3000万円 | II | 一般建設業 | 年度途中でIII等級に降格 | 要件なし | 要件なし |
| 2500万円 | III | | | | |
| 1000万円 | IV以下 | 一般建設業 | | 要件なし | 要件なし |

注：見直し②の欄に「特定許可がなくても入札参加可能」とあるのは、見直し①による降格後の状態を指す。

平成24年度 入札契約制度の見直し概要

公契約大綱の施行に伴い、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する府民の信頼を確保し、府民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与するため、次のとおり入札契約制度改正を行います。

◆入札契約制度 <http://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500012.html>

◆公契約大綱 <http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/1332829862915.html>

1 予定価格の事後公表の試行 1

ダンピング対策として、予定価格の事後公表の有効性を検証するため、一部の建設工事で予定価格の事後公表を試行します。

試行に当たっては、コンプライアンス対策を従前より一層強化します。

2 府内企業への発注の徹底 2

地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、府内企業への発注を原則とします。

3 建設資材の府内調達 3

個性と活力のある地域づくりを進めるのに必要な地域経済の活性化を図るため、建設工事で使用する建設資材や物品等については、府内事業者からの調達を行います。

4 重層的な下請構造の改善 4

重層下請は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下といった問題があり、結果として経済的に不合理となることもあることから、京都府発注工事等については、これを行わないものとします。

5 元請下請関係の適正化 5

京都府が発注する建設工事において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ります。

6 低入札価格調査制度の検証・見直し 8

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、必要に応じ見直しを実施します。

7 コンプライアンス対策の取組 9

予定価格の事後公表の試行に当たり、今までから実施してきた入札及び契約過程にお

けるコンプライアンスの確保を一層推進します。

8 工事等成績評定要領の改正 10

入札契約制度の見直し内容の実施について評価することにより、公契約大綱の実効性を確保するため工事成績評定要領を改正します。

9 指名停止等の措置要領の改正 11

不良不適格業者の排除を徹底するため、指名停止等の措置要領を改正し、不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図ります。

2 府内企業への発注の徹底

1 趣旨

地域経済の活性化や府民の安心・安全の確保を実現するため、府内企業への発注を原則とします。

2 内容

- 地域経済に配慮し、施工できる企業が府内にないか、極めて少数の場合を除き、原則として府内企業に発注します。
- 下請負先を府内企業とするよう要請し、府内企業の下請比率に応じた工事成績評価を実施します。
- 府外企業への下請負については、理由書を徴取します。

3 対象工事

全ての建設工事を対象とします。例外的に府外企業の入札参加を認める工事は、別途第三者委員会でチェックし公表します。

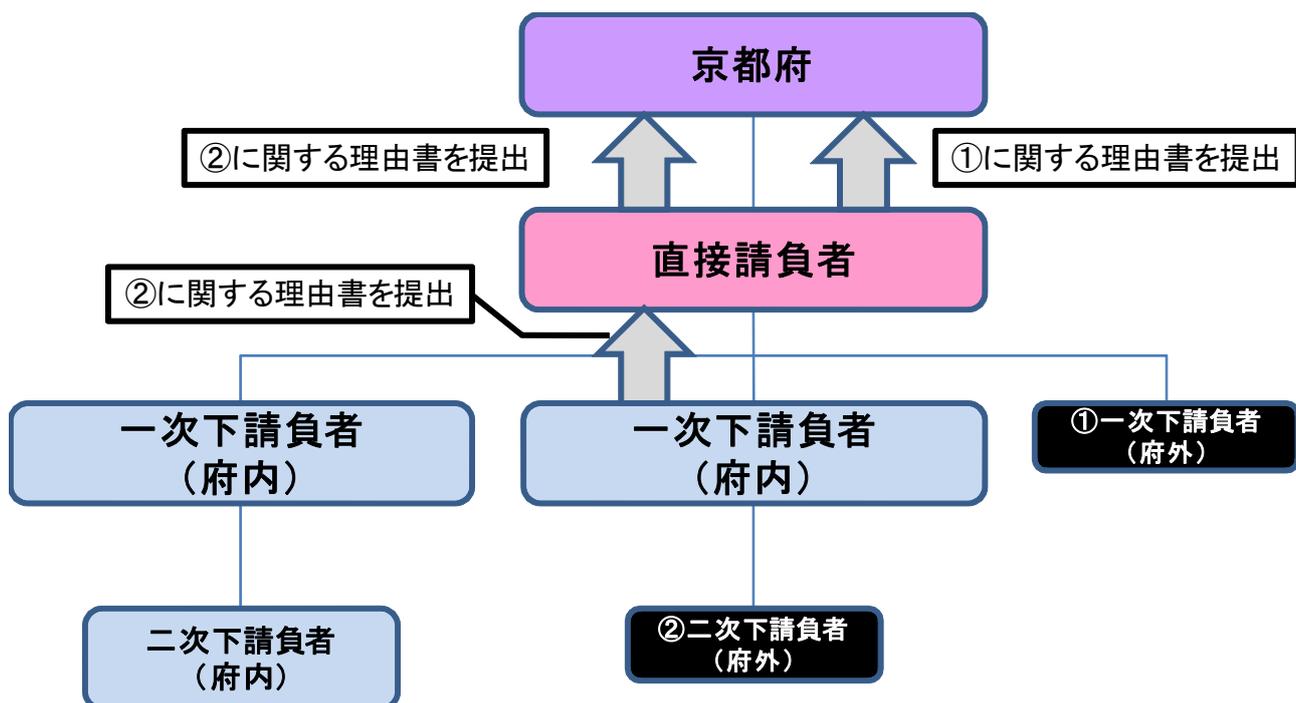
4 適用期日

平成24年9月1日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」
- 「工事等成績評定要領」

◆府内企業下請要請のイメージ図



3 建設資材の府内調達

1 趣旨

個性と活力のある地域づくりを進めるとともに地域経済の活性化を図るため、建設工事で使用する建設資材や物品等については、府内事業者からの調達を行います。

2 内容

- 受注者は、地域経済の活性化を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ることとします。
- やむを得ず府外事業者から資材調達する場合には、「府内資材選定困難理由書」の提出を求めます。
- 府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内に本店、支店等がある代理店から調達したものを含みます。

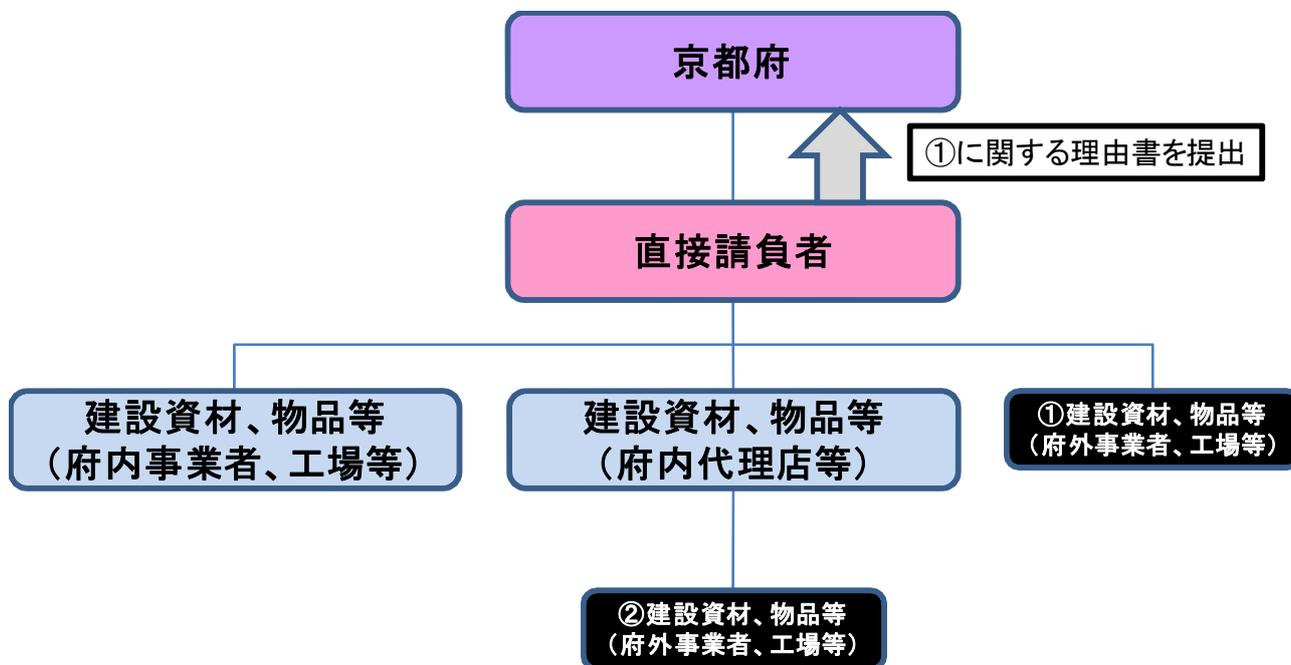
3 対象工事

全ての建設工事を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

◆建設資材の府内調達のイメージ図



4 重層的な下請構造の改善

1 趣旨

重層下請は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下といった問題があり、結果として経済的に不合理となることもあることから、京都府発注工事等については、これを行わないものとします。

2 内容

下請負の次数を建築工事においては 3 次以内、建築工事を除く建設工事においては 2 次以内とします。下請負の次数がこれを超える場合、重層下請の理由書及び重層下請に係る賃金台帳等の写しを府に提出しなければなりません。

3 対象工事

京都府が発注する全ての建設工事を対象とします。ただし、特殊で専門的な工事等において、それを超える次数の下請が必要であると府が認める工事については、対象外とします。

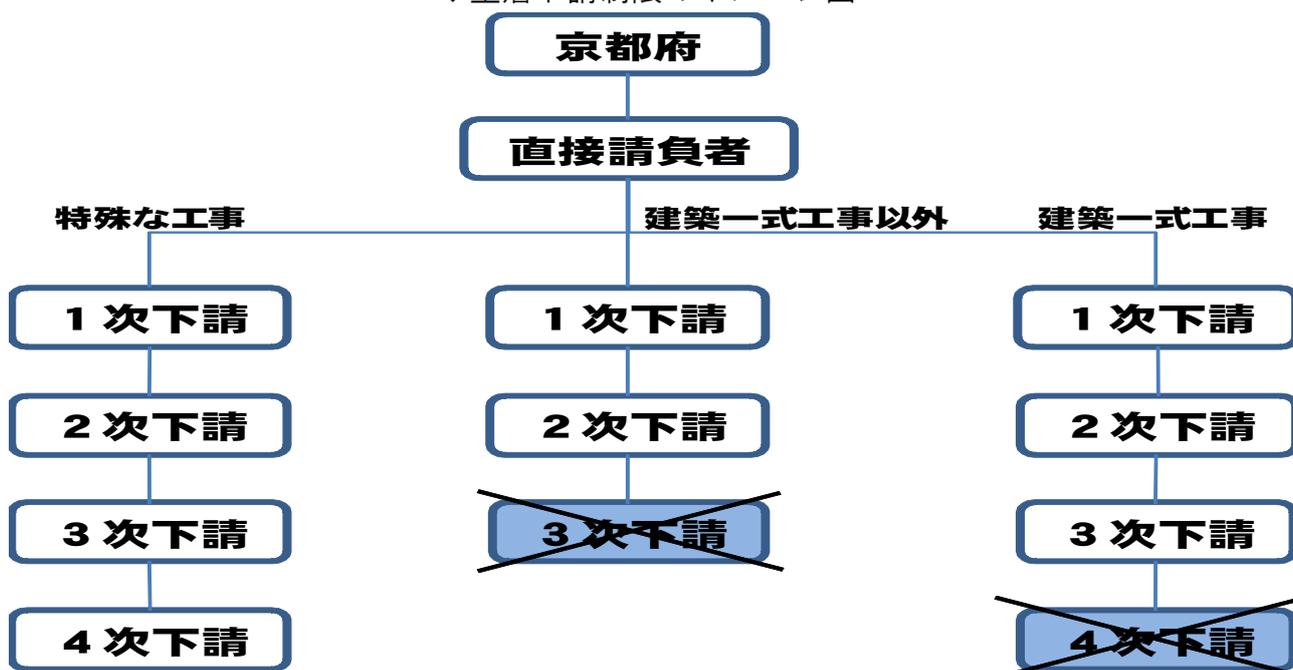
4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

○「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」

◆重層下請制限のイメージ図



5 元請下請関係の適正化

1 趣旨

京都府が発注する建設工事において、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ります。

2 内容

京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「元下指針」という。）、を定め、下請契約の適正化や下請負人の保護などについて定めます。

◇一括下請負の禁止等

下請負人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を建築一式工事においては3次以内、建築一式工事を除く建設工事においては2次以内とします。

上記に示した請負の次数が超える場合、工事着手前に、重層下請理由書（様式第1号）と賃金水準の分かる資料の写し（賃金台帳等）を提出する必要があります。

◇下請負人の選定

建設業法による営業停止等がされている者、府の指名停止措置がされている者及び下請参加停止者に指定がされている者を下請負人として選定しないこととします。

やむを得ない事由のある場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとします。京都府外に本店を有する者から下請負人を選定する場合、工事着手前に、府外下請選定理由書（様式第2号）を提出する必要があります。

◇下請契約の締結及び履行

下請契約に当たって遵守すべき事項を定めます。

○下請契約に当たっては、元下指針に定める事項を記載した下請契約書により契約を締結しその写しと下請工事契約時チェックリスト（様式第3号）を直接請負者に提出すること

○必要な原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと

○建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定しないこと

○工事の施工方法に関し、下請負人の意見を聞くこと

○工事が完成した際は、完成通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り早く完成検査をすること

○完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに工事の目的物の引渡しを受けること

※ 直接請負者：府工事等を京都府から直接請け負った者

◇請負代金等の支払

元請負人は、支払を受けたときは、下請負人に対して、相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うものとします。

◇技術者の適正な配置

主任技術者及び監理技術者の適正な配置を行うこととします。

◇建設労働者の雇用条件等の改善

労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善を図ります。

○直接請負者は、全ての下請負人が、労働関係法令を遵守し、建設労働者の雇用条件の改善が図られるよう、指導、助言その他必要な援助を行うように努めるものとします。

○直接請負者以外の元請負人は、直接請負者の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう、協力するものとします。

◇施工体制の把握

直接請負者は、京都府発注の全ての建設工事について、施工体系図を作成し見やすい場所に掲げるとともに全ての下請契約書の写しを添付して府に提出するものとします。

建設業法に基づき、(請負代金額が3千万円以上、建築一式工事にあつては4千5百万円以上) 施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えると共に、京都府に提出する必要があります。

◇府の指導、助言、指示

京都府は、直接請負者に対し、この指針の遵守を求めるとともに、直接請負者以外の元請負人又は下請負人による指針の遵守を確保するため、直接請負者に対し、必要な指導又は助言を行います。

直接請負者以外の元請負人又は下請負人がこの指針に違反し又は違反しているおそれがあるときは直接請負者に対し必要な措置を講じるよう指示するものとします。

違反内容が重大であつて、直ちに是正等が必要と府が認めた場合には、京都府と直接請負者の合同調査を行います。**是正を求める府からの指示に、正当な理由なく従わないときは、**

- ・ **指名停止措置要領に基づく措置**
- ・ **下請参加停止者として指定し府工事等の下請負人としての参加を認めない等処分を行うこともあります。**

◇関係機関との連携

本指針で遵守を求める法令等所管機関と連携を強化し、法令等違反事案については、必要に応じ所管機関あて通報します。

◇下請参加停止者の指定期間及び公表方法

下請参加停止者として指定した場合は、指定期間は1箇月とし、ホームページへ掲載し公表します。

◇契約遵守窓口の設置

元請負人と下請負人の関係の適正化を図るため、当該工事を所管する部署に契約遵守窓口を置きます。契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを工事現場の見やすい場所に掲げ、工事関係者に周知する必要があります。

3 対象工事

京都府の発注する全ての建設工事を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」
- 「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」

6 低入札価格調査制度の検証・見直し

1 趣旨

低入札価格調査制度のダンピング対策としての効果を検証し、**徹底的にダンピングを排除するため、厳格な調査を実施し**、必要に応じ見直しを実施します。

2 内容

一定のコスト縮減が可能と判断される特殊工事や専門工事を除き、通常の低入札調査においても、これまで特別重点調査で求めていた資料の一部を追加提出することとし、調査を厳格化します。ただし、検証期間中は、追加資料の提出ができない旨の申出書を提出した者については、調査非協力者とは見なしません。

| 追加提出資料 (通常の低入札調査対象者においても、一部、重点調査対象者と同様の資料の提出を義務化する。) | 追加調査の内容 (重点調査と同様の調査を実施する。) |
|---|-----------------------------------|
| 建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領 | 建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容 |
| 様式2-2(資材単価一覧表) | 1(2)の重点調査 |
| 様式2-3(機械損料・賃料一覧表) | 1(3)の重点調査 |
| 様式11(労務者の確保計画) | 1(4)及び9の重点調査 |
| 様式15(下請け業者等一覧表) | 1(4)及び(5)の重点調査 |

3 対象工事

低入札価格調査制度対象工事のうち、特殊な専門工事以外のもの。(入札公告に記載します。)

4 適用期日

平成24年9月1日に入札公告する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「低入札価格調査制度に係る取扱要領」
- 「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」
- 「建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領」
- 「建設交通部低入札価格調査マニュアル」

7 コンプライアンス対策の取組

1 趣旨

予定価格の事後公表の試行に当たり、今までから実施してきた入札及び契約過程におけるコンプライアンスの確保を一層推進します。

2 内容

- 情報漏えいの未然防止のための取組を行います。
 - ・「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」を定め、発注担当職員と事業者等との接触を制限します。（業務上必要な場合を除き接触を禁止、業務上必要な場合も決められた場所以外での接触を禁止、業務上の打合せ等は原則複数職員で対応し記録）
 - ・工事現場での監督業務では、打ち合わせ内容等を全て記録します。
 - ・「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」を定め、問い合わせ内容について記録し、所属長への報告を義務付ける。
 - ・非公開情報の不正な聞き出し等については公表し、指名停止措置とします。
 - ・電話録音機を導入します。
- 組織的な管理運営を行い、高いコンプライアンス意識を醸成します。
 - ・各発注機関に「入札コンプライアンス管理指導チーム」を設置、各部局に「入札コンプライアンス管理指導者」を設置し、高いコンプライアンス意識を持った組織づくりを行います。

3 対象工事

京都府の発注する全ての建設工事等を対象とします。

4 適用期日

平成24年9月5日施行

5 詳細資料

- 「建設工事等の発注事務等に関する京都府発注担当職員行動指針」
- 「建設工事等の入札情報に関する問い合わせ等に係る取扱要綱」

8 工事等成績評定要領の改正

1 趣旨

入札契約制度の見直し内容の実施について評価することにより、公契約大綱の実効性を確保するため工事成績評定要領を改正します。

2 内容

○「府内企業への発注の徹底」

対象工事について府内企業への下請比率に応じた工事成績評価を実施します。
直接施工者が府内企業の場合は、直接施工分も府内分として取扱うことにより、府内施工率により評価します。

3 対象工事

「府内企業への発注の徹底」の対象となった建設工事

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日に入札公告又は入札通知する建設工事から適用します。

5 詳細資料

- 「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」
- 「工事等成績評定要領」

9 指名停止等の措置要領の改正

1 趣旨

不良不適格業者の排除を徹底するため、指名停止等の措置要領を改正し、不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図ります。

2 内容

○「公正な入札の確保等のためのコンプライアンスの推進【厳罰化】」

- ・ 府が発注する工事等における贈賄又は談合等により逮捕・起訴等された者に対する期間を拡大 24 箇月→36 箇月
- ・ 事後公表とした入札の予定価格等非公表とされている情報を不正に事前入手しようとした者に対する期間を拡大 3 箇月→18 箇月

○「暴力団又は暴力団員に関する者への措置【厳罰化・追加】」

- ・ 京都府暴力団排除条例の施行に伴い、暴力団に関する期間を拡大 12 箇月→24 箇月、経過後も改善されたと認められる日まで措置継続
- ・ 府が発注する工事等において、下請契約又は資材、原材料の購入等の契約相手方が暴力団等であると知りながら締結した場合等を追加 12 箇月、経過後も改善されたと認められる日まで措置継続

○「適正な元請・下請関係の構築【新規】」

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針（以下「指針」という。）」に基づく指名停止措置を追加 1 箇月

○「工事施工等に係る質の担保【変更】」

府が発注する工事等における「成績が著しく不良な者」への指名停止基準の見直し
工事等成績評点 50 点未満 → 55 点未満 1 箇月

3 対象工事

京都府が発注する全ての建設工事等を対象とします。

4 適用期日

平成 24 年 9 月 1 日施行

5 詳細資料

○「工事等契約に係る指名停止等の措置要領」